

郵便約款の変更の認可  
(本人限定受取郵便のサービス内容の追加)

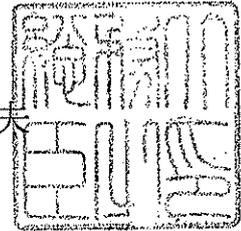
(総務大臣諮問第 1012 号)



諮問第1012号  
平成21年 3月 2日

情報通信行政・郵政行政審議会  
会長 高橋 温 殿

総務大臣 鳩山 邦夫



### 諮 問 書

郵便事業株式会社代表取締役会長北村憲雄から、平成21年2月20日付け郵郵事第137号で、別添のとおり、郵便法（昭和22年法律第165号）第68条第1項の規定に基づく郵便約款の変更の認可申請があった。

これについて審査した結果は、別紙のとおりであり、同条第2項各号の規定に適合したものと認められる。よって、同条第1項の認可をすることといたしたい。

上記について、同法第73条第1号の規定に基づき諮問する。

## 審査結果

審査基準	審査結果	理由
<p>【施行規則第 26 条】</p> <p>会社は、法第 68 条第 1 項の規定により郵便約款の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>一 郵便約款（変更の認可の申請の場合は、新旧の対照を明示すること。）</p> <p>二 実施予定期日</p> <p>三 変更の認可の申請の場合は、変更を必要とする理由</p>	適	郵便事業株式会社から提出された認可申請書には、施行規則第 26 条に定める事項が記載されていることから、認可申請書として適当なものと認められる。
<p>【法第 68 条第 2 項第 1 号】</p> <p>1 次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること</p>		
<p>イ この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項</p>	適	変更申請の内容は、「本人限定受取郵便」について、本人確認を行った日時、本人確認を行った者、本人確認書類の名称・記号番号及び本人確認書類に記載されている名あて人の生年月日を差出人に通知する取扱いを新設するものであり、郵便約款上郵便の役務を提供するための条件が適正かつ明確に定められていることから、適当なものと認められる。
<p>ロ 郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項</p>	適	変更申請の内容は、配達の完了後に本人確認情報を差出人に通知する取扱いを追加するほか、受取人が当該差出人への通知を拒んだ場合は、差出人へ還付するものであり、郵便約款上郵便の役務を提供するための条件が適正かつ明確に定められていることから、適当なものと認められる。
<p>ハ 郵便に関する料金の収受に関する事項</p>	— 変更なし	従前と同様の取扱いであり変更はない。
<p>ニ その他会社の責任に関する事項</p>	— 変更なし	従前と同様の取扱いであり変更はない。

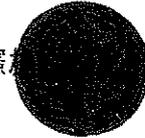
<p><b>【法第 68 条第 2 項第 2 号】</b> 2 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。</p>	<p>適</p>	<p>変更申請の内容には、特定の者に対し不当な差別的取扱いをする規定は存在しないことから、適当であると認められる。</p>
---	----------	---

郵 郵 事 第 1 3 7 号  
平成 2 1 年 2 月 2 0 日

総務大臣  
鳩山 邦夫 様

郵便事業株式会社  
代表取締役会長

北村 憲



郵便約款の変更認可申請書

郵便法（昭和 2 2 年法律第 1 6 5 号）第 6 8 条第 1 項の規定に基づき、内国郵便約款の変更の認可を受けたいので、申請します。

- 1 内国郵便約款  
別添新旧対照表のとおり。
- 2 実施予定期日  
平成 2 1 年 4 月 1 日
- 3 変更を必要とする理由  
お客さまの利便性を一層向上させることにより、利用の維持・拡大を図るため。

内国郵便約款新旧対照表

※下線部分は改正部分

現	行	改	正
<p>(本人限定受取郵便の取扱い) 第137条 当社は、郵便物を当社が定めるところにより事業所に留め置き、到着通知書を名あて人に送付し、名あて人の来店を待って、これを名あて人本人に限り交付する本人限定受取郵便の取扱いをします。</p> <p>2 本人限定受取郵便とする郵便物（以下「本人限定受取郵便物」といいます。）は、前項の規定にかかわらず、当社が別に定める場合は、その郵便物を名あて人本人に配達することがあります。</p> <p>3 本人限定受取郵便物の差出人は、差出しの際、その郵便物を名あて人1人に代わって受取取ることができ、以下この節において「代人」といいます。以下この節において「代人」といいます。この場合において、その代人が来店したときは、第1項の規定にかかわらず、その代人本人に交付します。</p> <p>4 第1項の留置期間については、第79条（留置郵便物の取扱い）第2項の規定に準じます。ただし、郵便物の表面の見やすい所に「留置何日」その他その郵便物の留置期間（同項に規定する留置期間内に限ります。）を朱記してあるものについては、その表示の期間とします。</p> <p>5 本人限定受取郵便物の名あて人又は代人（次項において「名あて人等」といいます。）は、第1項の事業所にその郵便物を受け取ろうとする事業所を申し出ることができ、この場合において、その事業所に併設する事業所は、その申出に係る事業所が指定するところによりその郵便物を交付します。</p> <p>6 本人限定受取郵便物の受取人は、その郵便物の受取りの際、名あて人等であることを証明するに足りる書類（当社が別に定めるものに限ります。）を事業所に提示していただきます。この場合において、その事業所が、その書類を提示した名あて人等であることを確認することができなときは、その受取人は、名あて人等であることを証明するに足りる他の書類を提示するか、又は名あて人等であることを確認するために十分な事実を申し述べていただきます。</p>	<p>(本人限定受取郵便の取扱い) 第137条 当社は、郵便物を当社が定めるところにより事業所に留め置き、到着通知書を名あて人に送付し、名あて人の来店を待って、これを名あて人本人に限り交付する本人限定受取郵便の取扱いをします。</p> <p>2 本人限定受取郵便とする郵便物（以下「本人限定受取郵便物」といいます。）は、前項の規定にかかわらず、当社が別に定める場合は、その郵便物を名あて人本人に配達することがあります。</p> <p>3 本人限定受取郵便物の差出人は、差出しの際、その郵便物を名あて人1人に代わって受取取ることができ、以下この節において「代人」といいます。以下この節において「代人」といいます。この場合において、その代人が来店したときは、第1項の規定にかかわらず、その代人本人に交付します。</p> <p>4 第1項の留置期間については、第79条（留置郵便物の取扱い）第2項の規定に準じます。ただし、郵便物の表面の見やすい所に「留置何日」その他その郵便物の留置期間（同項に規定する留置期間内に限ります。）を朱記してあるものについては、その表示の期間とします。</p> <p>5 本人限定受取郵便物の名あて人又は代人（次項において「名あて人等」といいます。）は、第1項の事業所にその郵便物を受け取ろうとする事業所（その郵便物が第3項の当社が別に定めるものであるときは、第1項の事業所が指定する事業所（郵便局等を除きます。）に限り、）を申し出ることができ、この場合において、その申出に係る事業所が指定するところによりその郵便物を交付します。</p> <p>6 本人限定受取郵便物の受取人は、その郵便物の受取りの際、名あて人等であることを証明するに足りる書類（当社が別に定めるものに限ります。）を事業所に提示していただきます。この場合において、その事業所が、その書類を提示した名あて人等であることを確認することができなときは、その受取人は、名あて人等であることを証明するに足りる他の書類を提示するか、又は名あて人等であることを確認するために十分な事実を申し述べていただきます。</p>	<p>(本人限定受取郵便の取扱い) 第137条 当社は、郵便物を当社が定めるところにより事業所に留め置き、到着通知書を名あて人に送付し、名あて人の来店を待って、これを名あて人本人に限り交付する本人限定受取郵便の取扱いをします。</p> <p>2 本人限定受取郵便とする郵便物（以下「本人限定受取郵便物」といいます。）は、前項の規定にかかわらず、当社が別に定める場合は、その郵便物を名あて人本人に配達することがあります。</p> <p>3 本人限定受取郵便物の差出人は、差出しの際、その郵便物を名あて人1人に代わって受取取ることができ、以下この節において「代人」といいます。以下この節において「代人」といいます。この場合において、その代人が来店したときは、第1項の規定にかかわらず、その代人本人に交付します。</p> <p>4 第1項の留置期間については、第79条（留置郵便物の取扱い）第2項の規定に準じます。ただし、郵便物の表面の見やすい所に「留置何日」その他その郵便物の留置期間（同項に規定する留置期間内に限ります。）を朱記してあるものについては、その表示の期間とします。</p> <p>5 本人限定受取郵便物の名あて人又は代人（次項において「名あて人等」といいます。）は、第1項の事業所にその郵便物を受け取ろうとする事業所（その郵便物が第3項の当社が別に定めるものであるときは、第1項の事業所が指定する事業所（郵便局等を除きます。）に限り、）を申し出ることができ、この場合において、その申出に係る事業所が指定するところによりその郵便物を交付します。</p> <p>6 本人限定受取郵便物の受取人は、その郵便物の受取りの際、名あて人等であることを証明するに足りる書類（当社が別に定めるものに限ります。）を事業所に提示していただきます。この場合において、その事業所が、その書類を提示した名あて人等であることを確認することができなときは、その受取人は、名あて人等であることを証明するに足りる他の書類を提示するか、又は名あて人等であることを確認するために十分な事実を申し述べていただきます。</p>	<p>(本人限定受取郵便の取扱い) 第137条 当社は、郵便物を当社が定めるところにより事業所に留め置き、到着通知書を名あて人に送付し、名あて人の来店を待って、これを名あて人本人に限り交付する本人限定受取郵便の取扱いをします。</p> <p>2 本人限定受取郵便とする郵便物（以下「本人限定受取郵便物」といいます。）は、前項の規定にかかわらず、当社が別に定める場合は、その郵便物を名あて人本人に配達することがあります。</p> <p>3 本人限定受取郵便物の差出人は、差出しの際、その郵便物を名あて人1人に代わって受取取ることができ、以下この節において「代人」といいます。以下この節において「代人」といいます。この場合において、その代人が来店したときは、第1項の規定にかかわらず、その代人本人に交付します。</p> <p>4 第1項の留置期間については、第79条（留置郵便物の取扱い）第2項の規定に準じます。ただし、郵便物の表面の見やすい所に「留置何日」その他その郵便物の留置期間（同項に規定する留置期間内に限ります。）を朱記してあるものについては、その表示の期間とします。</p> <p>5 本人限定受取郵便物の名あて人又は代人（次項において「名あて人等」といいます。）は、第1項の事業所にその郵便物を受け取ろうとする事業所（その郵便物が第3項の当社が別に定めるものであるときは、第1項の事業所が指定する事業所（郵便局等を除きます。）に限り、）を申し出ることができ、この場合において、その申出に係る事業所が指定するところによりその郵便物を交付します。</p> <p>6 本人限定受取郵便物の受取人は、その郵便物の受取りの際、名あて人等であることを証明するに足りる書類（当社が別に定めるものに限ります。）を事業所に提示していただきます。この場合において、その事業所が、その書類を提示した名あて人等であることを確認することができなときは、その受取人は、名あて人等であることを証明するに足りる他の書類を提示するか、又は名あて人等であることを確認するために十分な事実を申し述べていただきます。</p>
<p>7 当社は、本人限定受取郵便物（第3項の当社が別に定めるものに限ります。）を名あて人に交付し、又は配達した場合は、受取人が名あて人であることを確認した者の氏名その他のその者を特定するに足りる事項、前項前段の書類の提示を受けた日付及び時刻並びに次に掲げる事項を当社が指定する方法により差出人に伝達します。</p> <p>(1) 前項前段の書類の名称、記号番号その他のその書類を特定するに足りる事項</p> <p>(2) 前項前段の書類に記載されている名あて人の生年月日</p> <p>8 前項の場合において、名あて人が前項(1)又は(2)に掲げる事項について差出人への伝達を拒んだ場合は、その郵便物を差出人に返還します。</p> <p>9 受取人不在その他の事由によって配達することができない本人限定受取郵便物（第3項の当社が別に定めるものに限ります。）は、第72条（受取人不在等の場合の取扱い）の規定にかかわらず、当社が別に定める方法により交付し、又は配達します。</p> <p>(本人限定受取郵便物とすることができる郵便物)</p> <p>第138条 本人限定受取郵便の取扱いは、次の条件を満たす郵便物につき、これをします。</p> <p>(1) 自然人1人を名あて人としたものであること。</p> <p>(2) 一般書留とするものであること。</p>	<p>7 当社は、本人限定受取郵便物（第3項の当社が別に定めるものに限ります。）を名あて人に交付し、又は配達した場合は、受取人が名あて人であることを確認した者の氏名その他のその者を特定するに足りる事項、前項前段の書類の提示を受けた日付及び時刻並びに次に掲げる事項を当社が指定する方法により差出人に伝達します。</p> <p>(1) 前項前段の書類の名称、記号番号その他のその書類を特定するに足りる事項</p> <p>(2) 前項前段の書類に記載されている名あて人の生年月日</p> <p>8 前項の場合において、名あて人が前項(1)又は(2)に掲げる事項について差出人への伝達を拒んだ場合は、その郵便物を差出人に返還します。</p> <p>9 受取人不在その他の事由によって配達することができない本人限定受取郵便物（第3項の当社が別に定めるものに限ります。）は、第72条（受取人不在等の場合の取扱い）の規定にかかわらず、当社が別に定める方法により交付し、又は配達します。</p> <p>(本人限定受取郵便物とすることができる郵便物)</p> <p>第138条 本人限定受取郵便の取扱いは、次の条件を満たす郵便物につき、これをします。</p> <p>(1) 自然人1人を名あて人としたものであること。</p> <p>(2) 一般書留とするものであること。</p>	<p>(本人限定受取郵便物とすることができる郵便物)</p> <p>第138条 本人限定受取郵便の取扱いは、次の条件を満たす郵便物につき、これをします。</p> <p>(1) 自然人1人を名あて人としたものであること。</p> <p>(2) 一般書留とするものであること。</p>	<p>(本人限定受取郵便物とすることができる郵便物)</p> <p>第138条 本人限定受取郵便の取扱いは、次の条件を満たす郵便物につき、これをします。</p> <p>(1) 自然人1人を名あて人としたものであること。</p> <p>(2) 一般書留とするものであること。</p>

<p>2 本人限定受取郵便物は、当社が別に定める特殊取扱以外の特殊取扱とすることができません。</p>	<p>(3) 前条（本人限定受取郵便物の取扱い）第3項の当社が別に定める郵便物にあつては、次に掲げる条件を満たすものであること。</p> <p>ア 料金後納（料金を後納とする料金計器別納を含みます。）としたものであること。</p> <p>イ 当社が別に定める差出方法及び表示に関する条件を満たすものであること。</p> <p>2 本人限定受取郵便物は、当社が別に定める特殊取扱以外の特殊取扱とすることができません。</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則（平成21年2月20日 郵政令第137号）</u></p> <p><u>この改正規定は、平成21年4月1日から実施します。</u></p>
---	--

郵便約款の変更の認可申請の概要及び審査結果  
(本人限定受取郵便のサービス内容の追加)

平成21年3月2日  
総務省

# 1 変更の認可申請の概要

## (1) 変更の趣旨

「犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「収益移転防止法」という。）」が平成 20 年 3 月 1 日に施行され、金融機関等が一定の取引を行う際に、本人確認情報の記録を行うことが義務付けられた。

郵便事業株式会社は、本人確認が必要な郵便サービスとして「本人限定受取郵便（特例型）」を提供してきたが、本人確認情報を差出人へ通知していないことから、差出人である金融機関等にとっては収益移転防止法が求める本人確認方法を充足していない。今回、収益移転防止法を充足するため、本人確認情報を差出人に伝達する「本人限定受取郵便（特定事項伝達型）」を新設する。

## (2) 変更の内容

従来の「本人限定受取郵便（特例型）」で行ってきた郵便物の配達・交付時に本人確認に加え、以下の確認事項を差出人に伝達することを追加。

### <差出人への通知事項>

- ①本人確認を行った者の氏名
- ②本人確認書類の提示を受けた日付及び時刻
- ③本人確認書類の名称、記号番号
- ④本人確認書類に記載されている名あて人の生年月日

## (3) 実施予定日

平成 21 年 4 月 1 日（水）

（参考）料金については、経営努力・合理化努力により、現行料金（100 円）に据え置きする。

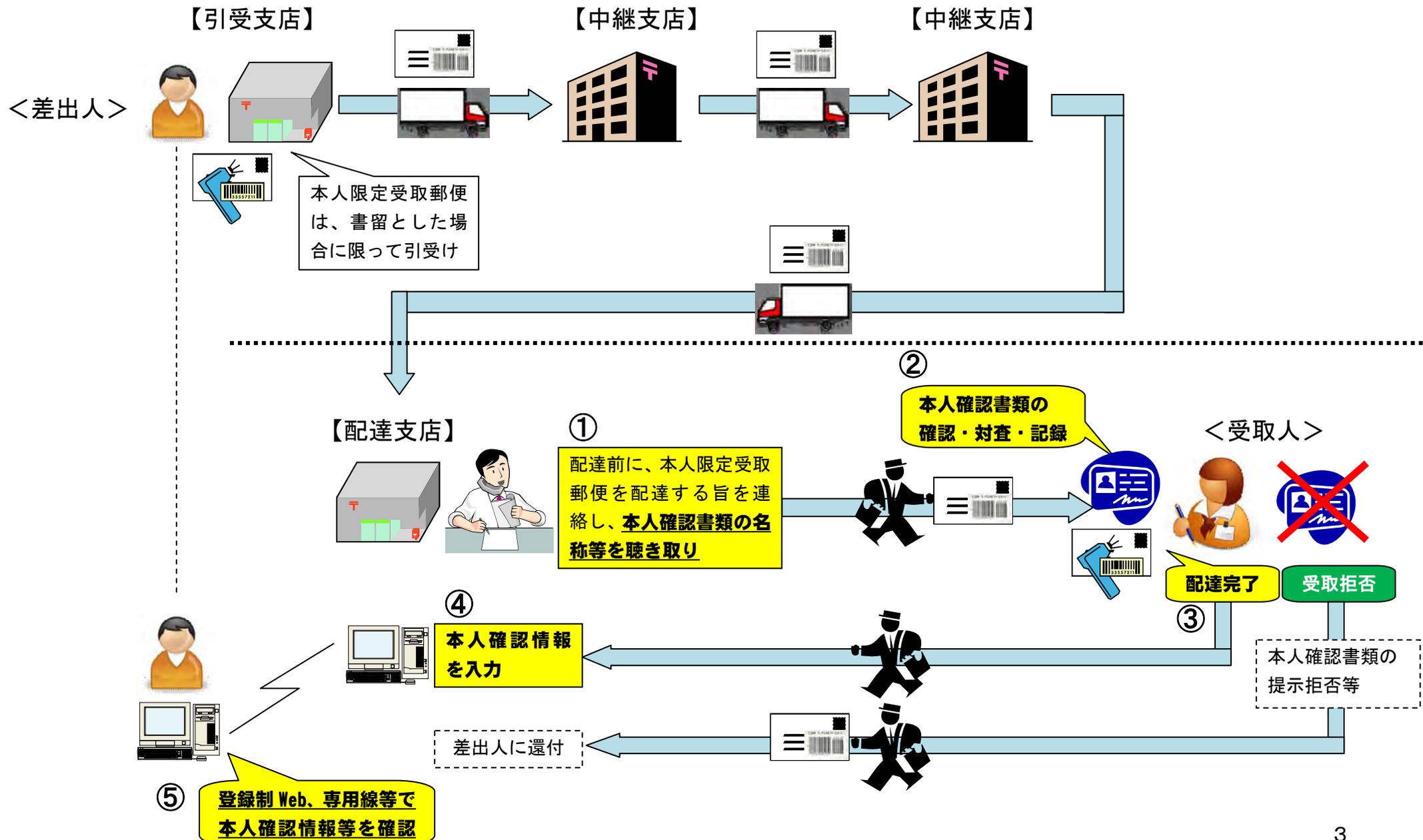
## 2 具体的な変更内容

以下のとおり、本人限定受取郵便の「特例型」に加え、「特定事項伝達型」を新設

種類	配達方法	本人確認レベル	取扱方法	その他
特例型	原則として 配達	「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」(H20.2末で廃止) <b>※クレジットカード会社がインターネットにより申込みを受け、顧客にカードを発送する際に、顧客の本人確認のために利用</b>	・配達前に電話連絡し(本人確認書類等の確認はしない)、配達時に本人確認書類を目視確認	・事前登録不要 ・切手貼付、別後納で支払い
特定事項伝達型	原則として 配達 <b>(不在等受取りは支店のみ)</b>	「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(H20.3施行)	・配達前に電話連絡し、本人確認書類の名称、記号番号、生年月日を聴取 ・配達時に本人確認書類を目視確認(事前聴取した内容と確認) ・配達後に以下の情報を差出人に通知 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人確認を行った者の氏名、</li> <li>・本人確認書類の提示を受けた日付及び時刻</li> <li>・本人確認書類の名称、記号番号</li> <li>・本人確認書類に記載されている名あて人の生年月日</li> </ul> </div>	・事前登録 <b>必要</b> ・後納で <b>支払い</b> ・転送は <b>行わない</b> ・支店等の留置きは <b>行わない</b>

※料金は据え置き(現在100円)。<例:定形25gの場合> 80円+420円(書留)+100円(本人限定受取)=600円

# <本人限定受取郵便（特定事項伝達型）の取扱い>



### 3 審査結果

申請された郵便約款の変更については、郵便法（昭和 22 年法律第 165 号。以下「法」という。）及び郵便法施行規則（平成 15 年総務省令第 5 号。以下「施行規則」という。）の以下の規定に適合したものと認められることから、これを認可することが適当である。

審査基準	審査結果	理 由
<p><b>【施行規則第 26 条】</b>            会社は、法第 68 条第 1 項の規定により郵便約款の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 郵便約款（変更の認可の申請の場合は、新旧の対照を明示すること。）</li> <li>二 実施予定期日</li> <li>三 変更の認可の申請の場合は、変更を必要とする理由</li> </ul>	適	<p>郵便事業株式会社から提出された認可申請書には、施行規則第 26 条に定める事項が記載されていることから、認可申請書として適当なものと認められる。</p>

審査基準	審査結果	理 由
<p><b>【法第 68 条第 2 項第 1 号】</b>            1 次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること</p>		

イ この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項	適	変更申請の内容は、「本人限定受取郵便」について、本人確認を行った日時、本人確認を行った者、本人確認書類の名称・記号番号及び本人確認書類に記載されている名あて人の生年月日を差出人に通知する取扱いを新設するものであり、郵便約款上郵便の役務を提供するための条件が適正かつ明確に定められていることから、適当なものと認められる。
ロ 郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項	適	変更申請の内容は、配達完了後に本人確認情報を差出人に通知する取扱いを追加するほか、受取人が当該差出人への通知を拒んだ場合は、差出人へ還付するものであり、郵便約款上郵便の役務を提供するための条件が適正かつ明確に定められていることから、適当なものと認められる。
ハ 郵便に関する料金の收受に関する事項	— 変更なし	従前と同様の取扱いであり変更はない。
ニ その他会社の責任に関する事項	— 変更なし	従前と同様の取扱いであり変更はない。
【法第 68 条第 2 項第 2 号】 2 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。	適	変更申請の内容には、特定の者に対し不当な差別的取扱いをする規定は存在しないことから、適当であると認められる。

●郵便法（昭和二十二年十二月十二日法律第六十五号）（抜粋）

（郵便約款）

第六十八条 会社は、郵便の役務に関する提供条件（料金及び総務省令で定める軽微な事項に係るものを除く。）について郵便約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。

イ この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項

ロ 郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項

ハ 郵便に関する料金の収受に関する事項

ニ その他会社の責任に関する事項

二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと

（審議会等への諮問）

第七十三条 総務大臣は、次に掲げる場合には、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。

一 第六十七条第三項、第六十八条第一項又は第七十条第一項の規定による認可をしようとするとき。

二 第六十七条第二項第三号又は第七十条第三項第二号から第四号までの総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

三 第七十一条の規定による命令をしようとするとき。

●郵便法第七十三条の審議会等を定める政令（平成十五年三月二十八日政令第八十三号）

郵便法第七十三条の審議会等で政令で定めるものは、情報通信行政・郵政行政審議会とする。

●犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年三月三十一日法律第二十二号）

（本人確認義務等）

第四条 特定事業者（第二条第二項第三十九号に掲げる特定事業者（第八条において「弁護士等」という。）を除く。以下同じ。）は、顧客（同項第三十五号に掲げる特定事業者にあつては、利用者たる顧客。以下同じ。）又はこれに準ずる者として政令で定める者（以下「顧客等」という。）との間で、次の表の上欄に掲げる特定事業者の区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める業務（以下「特定業務」という。）のうち同表の下欄に定める取引（以下「特定取引」という。）を行うに際しては、運転免許証の提示を受ける方法その他の主務省令で定める方法により、当該顧客等について、本人特定事項（当該顧客等が自然人である場合にあつては氏名、住居（本邦内に住居を有しない外国人で政令で定めるものにあつては、主務省令で定める事項）及び生年月日をいい、当該顧客等が法人である場合にあつては名称及び本店又は主たる事務所の所在地をいう。以下同じ。）の確認（以下「本人確認」という。）を行わなければならない。

特定事業者	特定業務	特定取引
第二条第二項第一号から第三十三号までに掲げる者	金融に関する業務その他の政令で定める業務	預貯金契約（預金又は貯金の受入れを内容とする契約をいう。第二十六条第一項において同じ。）の締結、為替取引その他の政令で定める取引

●犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年二月一日内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）

（本人確認方法）

第三条 犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「法」という。）第四条第一項に規定する主務省令で定める方法は、次の各号に掲げる顧客等（同項に規定する顧客等をいい、同条第三項の規定により顧客等とみなされる自然人（以下「みなし顧客等」という。）を含む。以下同じ。）又は代表者等（同条第二項に規定する代表者等をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一 自然人である顧客等（次号に掲げる者を除く。）又は代表者等 次に掲げる方法のいずれか

イ～ハ（略）

ニ その取扱いにおいて名あて人本人若しくは差出人の指定した名あて人に代わって受け取ることができる者に限り交付する郵便又はこれに準ずるもの（特定事業者に代わって住居を確認し、本人確認書類の提示を受け、並びに第十条第一項第一号、第三号（括弧書を除く。）及び第九号に掲げる事項を特定事業者に伝達する措置がとられているものに限る。）により、当該顧客等又は代表者等に対して、取引関係文書を送付する方法

（以下略）

（本人確認記録の記録事項）

第十条 法第六条第一項に規定する主務省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 本人確認を行った者の氏名その他の当該者を特定するに足りる事項

二 本人確認記録の作成者の氏名その他の当該者を特定するに足りる事項

三 本人確認のために本人確認書類の提示を受けたときは、当該提示を受けた日付及び時刻（当該提示を受けた本人確認書類の写しを本人確認記録に添付し、本人確認記録と共に次条第一項に定める日から七年間保存する場合にあっては、日付に限る。）

四～八（略）

九 本人確認のために本人確認書類の提示を受けたときは、当該本人確認書類の名称、記号番号その他の当該本人確認書類を特定するに足りる事項

（以下略）